

第 3 章 計画の基本方向

- 1 基本目標
- 2 施策体系

1 基本目標

男女共同参画社会の実現をめざして、次の5点を基本目標とします。

(1) 人権の尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

男女共同参画は、一人ひとりの人権を互いに尊重することが基本です。性別などによって差別を受けることがない社会をつくるために、まず一人ひとりが人権についての意識を高め、人を人として尊厳する心を持つことが大切です。性別による差別によって、男女が対等の立場でさまざまな分野に参画することが阻害されないよう、家庭や地域、学校、職場など私たちの生活の場や社会において、性別による差別がないかどうか気づき、改めていこうとする意欲を持つことが大切です。

(2) 男女のエンパワーメント^{*13}への支援

政治、経済、文化にわたるあらゆる分野に男女が共に参画していくためには、一人ひとりが自分の持つ力を引き出し高めていくことが必要です。現状では、引きこもり、ニート^{*15}、フリーターの若者や、中高年者の自殺が増え、生きる力、生活する力すら失われつつあります。一人ひとりが希望を持って、いきいきと生きていける社会をつくるためにも、それぞれが持つ潜在的な自立の力を引き出し育むことが必要です。

(3) ワーク・ライフ・バランス^{*9}の推進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識により、男性は働きすぎになり、女性は家事・育児・介護が優先され、仕事と生活の調和を望んでいても現実とかけ離れた状況があります。

子育てや介護サービスの充実を図り、男女ともに育児・介護休業の取得を促進するとともに、市民や企業などに対し、男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス^{*9}への理解を促進していくことが必要です。

(4) あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女平等のもとに、あらゆる分野において男女共同参画を進めていくためには、法律の見直しをはじめ、子育てサービスや介護サービスの充実など制度・サービスや慣行の見直しが条件として必要です。

(5) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

男女間の暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題であると認識し、根絶に向けた取り組みが必要です。最近ではデートDV^{*16}といった若者における暴力も増加しつつあることを踏まえ、家庭や学校等の連携により取り組むことが必要です。

2 施策体系

基本目標	重点課題	施策の方向	頁
Ⅰ 人権の尊重 男女共同参画 画に向けた意識づくり	1. 人権意識の育み	(1) 固定的な性別役割分担意識の变革	17
		(2) 行政における推進体制の整備	17
	2. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 学校・園における男女平等教育の推進	18
		(2) 家庭における男女平等教育の推進	18
		(3) 男女共同参画に関する図書・資料の充実	18
	3. あらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力の防止のための啓発の推進	19
		(2) ハラスメント防止対策の推進	19
		(3) 児童・高齢者・障がい者への虐待防止	19
	4. メディアにおける人権の尊重	(1) メディアへの対応	20
		(2) メディア・リテラシー*17の向上	20
	5. 生涯にわたる健康づくり	(1) 生涯にわたる健康対策の推進	21
		(2) 妊娠・出産期における健康づくりの支援	21
		(3) 働く女性の健康の維持増進	21
		(4) (仮称)保健福祉センターの運営の充実	21
Ⅱ 男女のエンパワメントの支援	1. エンパワメント*13の機会の確保	(1) 子どもの生きる力を育むための支援	22
		(2) 男女のエンパワメント*13の促進	23
		(3) 若者・中高年男性の自立への支援	23
		(4) 高齢者・障がい者の自立への支援	23
		(5) ひとり親家庭への支援	23
		(6) 外国人の自立への支援	24
	2. グループ・ネットワークづくり	(1) 互いに力を高め合うグループづくり	25
		(2) 支援ネットワークづくり	25
	3. エンパワメント*13につなぐ相談窓口・情報提供の充実	(1) 相談窓口・情報提供の充実	26
	Ⅲ ワークライフバランスの推進	1. ワーク・ライフ・バランス*9の啓発	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進
(2) 育児・介護休業法の事業者への周知と啓発の推進			28
2. 育児・介護サービスの充実		(1) 育児・介護情報の提供	29
		(2) 子育て・親支援体制の充実	29
		(3) 介護支援体制の充実	30

基本目標	重点課題	施策の方向	頁
IV あらゆる分野における男女共同参画の推進	1. 雇用・職場における男女共同参画の推進	(1) 雇用の場の創出	32
		(2) 男女雇用機会均等法などの周知	32
		(3) 市職員の男女平等雇用の推進	32
		(4) 職場での男女平等を推進するための啓発の強化	32
		(5) 多様な働き方の選択が可能となる取り組み	33
		(6) 労働相談の充実	33
		(7) 家族経営協定等についての相談支援	33
	2. 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会、委員会等への女性の登用促進	34
		(2) 行政における女性職員の登用拡大	34
		(3) 企業・団体における女性参画の促進	35
		(4) 女性人材情報の整備と提供	35
	3. 地域活動・市民活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動等への男女共同参画の促進	36
		(2) 環境・防災活動への男女共同参画の促進	36
	4. 国際協力・国際理解における男女共同参画の推進	(1) 国際協力の推進	37
		(2) 国際的視野を持った若い世代の育成	37
		(3) 国際理解と交流の推進	37
V DV配偶暴力等からの根絶	1. DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実	(1) DV被害の早期発見の仕組みづくり	38
		(2) DV被害者の相談体制の整備・充実	38
	2. DV被害者への支援体制の整備	(1) DV被害者の安全確保	39
		(2) DV被害者への自立支援	39
		(3) DV被害者からの苦情への適切な対応	39
	3. DV根絶に向けた啓発と防止の推進	(1) DV根絶に向けた啓発・教育	40